

大和市告示第128号

大和市障がい者地域生活サポート事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年6月24日

大和市長 大 木 哲

大和市障がい者地域生活サポート事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市障がい者地域生活サポート事業助成金交付要綱（平成21年大和市告示第231号）の一部を次のように改正する。

第1条中「助成する」を「予算の範囲内で助成金を交付する」に改める。

第2条中「この要綱による」を削り、「障害者地域生活サポート事業実施要綱（平成19年神奈川県障福第159号神奈川県保健福祉部長通知）次条の規定により」を「神奈川県市町村事業推進交付金交付要領（平成26年3月26日付け市町第705号神奈川県政策局自治振興部長通知。以下「交付要領」という。）別表に掲げる事業のうち」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) グループホーム介護支援事業
- (2) 単独型短期入所促進事業
- (3) 生活環境改善支援事業
- (4) 医療的ケア支援事業

第5条を次のように改める。

（助成金の対象経費及び額）

第5条 助成金の対象経費は、第2条各号に掲げる事業について、それぞれ交付要領別表交付要件等の欄に規定する交付対象経費とする。

2 助成金の額は、次条第2項に規定する助成を決定した法人等が実施する事業ごとに交付要領別表交付要件の欄に規定する交付基準額に基づき算出して得た額を合計した額の範囲内で市長が定める額とする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の大和市障がい者地域生活サポート事業助成金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第3条の規定による事業の届出及び旧要綱第6条の規定による申請を行った法人等が実施する事業であって、この要綱による改正後の大和市障がい者地域生活サポート事

業助成金交付要綱（以下「新要綱」という。）第2条各号のいずれかの規定に相当するものは、当該事業として新要綱に基づく届出及び申請が行われたものとみなす。